

令和元年度第4回情報公開・個人情報保護運営審議会議事録（要点記録）

- 1 日 時 令和2年1月28日（火）
午前10時00分から午前11時50分まで
- 2 場 所 多摩市役所本庁舎3階 特別会議室
- 3 出席委員 藤崎会長、牛島委員、小谷委員、櫻井委員、帆足委員、
松村委員、川合委員
- 4 出席職員

【事務局】

（文書法制課）友寄文書法制課長、上村総務部副参事、武藤主任、安達主任

【実施機関】

- 諮問ア（健康福祉部福祉総務課） 古川福祉総務課長、野路福祉総務担当主査
- 諮問イ（くらしと文化部スポーツ振興課） 小泉スポーツ振興担当主査、猪刈主事
- 諮問ウ（くらしと文化部文化・市民協働課） 垣内主査、松田主事
- 諮問エ（都市整備部都市計画課） 志方住宅担当主査、本名主事
- 諮問オ（都市整備部都市計画課） 志方住宅担当主査、本名主事
- 報告事項ア（健康福祉部障害福祉課） 松本障害福祉課長

- 5 傍 聴 人 なし

6 内容及び要点

(1) 開会

(2) 前回議事録の確定

事前に郵送した前回議事録（令和元年度第3回）について、修正箇所がないことを審議会を確認した。よって、前回議事録は確定し、櫻井委員が署名した。

(3) 議事録署名委員の指名

松村委員が指名された。

(4) 議題

① 諮問に関する審議

ア 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（健康福祉部・福祉総務課）

〔福祉総務課〕

本諮問は、「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定することに伴い、成年後見市長申立の必要性や後見人候補者の選定等を検討し、必要な支援の仕組みを整備するにあたり、中核機関として一次相談窓口を社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に委託するために行う、外部委託についての諮問である。

現在、多摩市と社会福祉法人多摩市社会福祉協議会が双方で行っている成年後見に関する業務のうち、多摩市が行っている、本人同意無しの市長申立に係る一時相談窓口を、専門性が高い社会福祉法人多摩市社会福祉協議会に外部委託するものである。

個人情報保護措置として、個人情報の提供方法は、直接、多摩市と社会福祉法人多摩市社会福祉協議会が手渡しで行うことによって安全確保を図るとともに、業務委託契約書に「個人情報取扱特記事項」を添付することとする。

また、成年後見制度・市長申立・中核機関・一次相談窓口の用語の説明を行った。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 被後見人の見つけ方・発見の仕方は。

〔福祉総務〕 課題ではある。既に生活保護受給者であれば、認知症が発症することにより発見でき、権利擁護センター利用者であれば金銭管理がうまくできなくなれば認知症の悪化もわかり、制度につなげることができる。早期発見・対応には地域のネットワークが必要であり中核機関である社会福祉協議会には、民生委員や地域福祉推進委員会と連携することを期待する。

〔委員〕 後見人のなり手はいるのか。

〔福祉総務〕 多摩南部後見センターが市民後見人を育成しており5市の中では多い方であるが、まだまだ必要。専門職後見との連携も必要である。

〔委員〕 多摩市社会福祉協議会と多摩市健康福祉部が担う業務の違いは何か。

〔福祉総務〕 多摩市社会福祉協議会は、具体的な相談を受ける他、市民後見人等の勉強会等、連絡会を行い、市は、国や市の計画に基づき必要な窓口を位置づけ専門機能のあるところに委託し、市長申し立てについては市長権限が必要なので、情報共有しつつ決定を行う。

〔委員〕 今ある権利擁護センターは、どんな役割を担うことになるのか。

〔福祉総務〕 地元の一次相談窓口となっており、多摩南部後見センターと連携する。市民後見、専門後見等の必要性等を整理し、対応していく。

〔委員〕 制度のことより、個人情報の保護がなされているかが大事。

委託契約の案等、個人情報の安全性を示してほしい。

[福祉総務] 契約書には、「個人情報取扱特記事項」を添付することで、安全性を図る。

[委 員] 個人情報保護措置を講ずるとは、具体的に説明してほしい。

[事務局] 「個人情報取扱特記事項」について説明を行った。

[委 員] 特記事項を遵守することとし、届出についての確認、調査も行ってください。

[会 長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 福祉総務課から諮問のあったア「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

イ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（くらしと文化部スポーツ振興課）

[スポーツ振興課]

本諮問は、スポーツ施設に係る個別施設計画策定にあたり、多摩市の民間・公共スポーツ施設の利用状況やスポーツの実施状況、施設に対するニーズ、課題、意見等の把握を目的とする市民アンケート調査及び利用者アンケート調査について、アンケートの発送、回収、集計、分析及び報告書の作成の外部委託についての諮問である。

市民アンケート調査及び利用者アンケート調査は、短期間で大量の封入封緘作業を行い、迅速に発送する必要があることから、本業務を外部委託するものである。

個人情報保護措置として、市から受託者に対して個人情報の提供を行う際は、記録媒体（宛名シール）を必ず対面により手渡しを行い、速やかに帰社することを指示し、帰社に至る経路の説明とともに、到着後に報告を求める等、業務遂行にあたり、「個人情報取扱特記事項」に従い、個人情報を適切に保護し管理するよう指導する。

[事務局] 「個人情報取扱特記事項」を配布。内容について、再度説明。

※ 以下、質疑等

[委 員] アンケートを封書で送り、返信には住所、記名はないのか。

[スポーツ振興] 住所、記名はない。

[委 員] 2000人の印刷は庁内でできるか。

[スポーツ振興] 庁内でできる。

〔委員〕 スポーツ施設団体はどのようにして抽出するのか。

〔スポーツ振興〕 登録制になっており、代表者の登録があるので、それに基づき行う。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ スポーツ振興課から諮問のあった「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

ウ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（くらしと文化部文化・市民協働課）

〔文化・市民協働課〕

本諮問は、多摩市立複合文化施設等大規模改修工事に伴う「大規模改修関連業務」、「再開館準備業務」、「休館中文化振興業務」をパルテノン多摩共同事業体へ委託する、外部委託についての諮問である。

委託内容として、事業運営に関する業務、施設及び付帯設備の利用の許可及び制限に関する業務の代行並びに利用料金の徴収に関する業務等であり、施設休館中の市民文化活動支援及び、改修後の管理運営に向けた準備は、専門的能力を必要とし、市職員による対応は困難であることから、本業務を外部委託するものである。

個人情報保護措置として、受託者が、「パルテノン多摩共同事業体基本協定書」第16条に基づき、簿冊は施錠できる書庫に保管する、基本データはサーバー上（委託会社のデータセンター）に保管・管理する、端末にデータは保管しない、PC 端末のある事務室は、業務終了後は施錠し、管内は機械警備及び有人警備により保安する等、個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 今まで文化振興財団単体だったが、共同事業体にした理由は。

〔文化・市民協働〕 市が、リニューアルに向けて指定管理者の基本的な考え方・役割分担を決定した。財団は市内の文化振興に特化することとし、施設管理、フリースペースの運営等は、実績、事例を持っている民間事業者とした。それを受けて、財団が公募した。

〔委員〕 維持管理端末を操作する職員のパスワードは、どのように管理するのか。

〔文化・市民協働〕 一人1アカウントを個人に割り振るが、貸し館の受付の場合は、受付スタッフで共有のID、パスワードを使う。

〔委員〕 個人情報管理責任者は、財団に置くのか。他3社それぞれに置くのか。

〔文化・市民協働〕 受託者なので、4社におき、統括責任者は財団におく。

〔会長〕 その統括の確認の方法は。

〔文化・市民協働〕 公益財団法人多摩市文化振興財団個人情報保護規則第11条により、事務局長をあてる。現在事務局長は、館長である。

〔委員〕 責任者は、明確にしておいてください。

〔会長〕 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 文化・市民協働課から諮問のあったウ「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」について、同意することが決定された。

エ 個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託（都市整備部都市計画課）

オ 個人情報の処理に係る情報システムの導入（都市整備部都市計画課）

〔都市計画課〕

本諮問は、管理状況の届出がない、又は届出内容だけでは不十分な場合に、マンションの管理状況を調査することで、管理状況を把握し、管理不全の予防、適正な管理を促進させる事を目的とし、対象となるマンションの管理状況の調査等をマンション管理士等の専門的見地から実施する外部委託についての諮問である。

個人情報保護措置として、市から受託者に対して個人情報の提供を行う際は、紙媒体を郵送し受取の報告を求め、調査終了後、成果の取りまとめが完了した際は特記事項に基づき電子計算機内の情報の消去及び紙媒体の適正な方法での廃棄を徹底させる等、個人情報の保護に関する法律及び多摩市個人情報保護条例、個人情報取扱特記事項等に基づき、受託者に対し、適正な取扱いを徹底させる。

また、東京都が構築する「マンション管理状況届出システム」が、「東京のマンションの適正な管理の促進に関する条例」に係る届出等業務を円滑に遂行するため、事務処理の特例により、権限が委譲される市においても届出システムを利用する必要があり、個人情報の処理に係る情報システムを導入するものである。

個人情報保護措置として、総合行政ネットワーク（行政間で使用するネットワーク）L GWANを使用するとともに、L GWAN及びインターネットとともに、SSLによる暗号化通信とする等、個人情報保護措置を講じる。

※ 以下、質疑等

〔委員〕 多摩市の対象マンション数は。

[都市計画] 管理組合としては、昭和58年以前の6戸以上のマンション、75管理組合が対象である。

[委員] 法人の管理組合はあるか。

[都市計画] 分譲マンションなので、管理組合として法人化されているのは、多摩市では1、2カ所である。

[委員] 委託業者が、漠然としているように思えるが、委託はどのように行うのか。

[都市計画] マンション管理士等の資格をもつマンション管理士会があるので、そこと契約していきたい。

[会長] 他に質問等がなければ、本諮問について同意の方の挙手をお願いしたい。

・・・挙手全員・・・

※ 都市計画課から諮問のあった「個人情報を取り扱う業務の処理の外部委託」オ「個人情報の処理に係る情報システムの導入」について、同意することが決定された。

② その他

ア 個人情報漏洩等事故最終報告について

障害福祉課から、個人情報漏洩等事故2件について報告があった。

(5) 閉会

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営に関する申合せ事項により、ここに署名する。

多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会 会長

藤崎太郎

委員

松村 恒